

○北海道U I J ターン新規就業支援事業における古平町移住支援金交付要綱

令和5年4月1日訓令第17号

北海道U I J ターン新規就業支援事業における古平町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 古平町は、北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略及び古平町人口ビジョン・古平町デジタル田園都市構想総合戦略に基づき、本町への移住・定住の促進及び中小企業等の人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行うU I J ターン新規就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本町に移住した者に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとする。

2 移住支援金の交付については、北海道U I J ターン新規就業支援事業実施要領（以下「道実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。
(移住支援金の額)

第2条 移住支援金の額は、2人以上の世帯の申請の場合にあっては最大100万円、単身の申請の場合にあっては最大60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帶同して移住するときは、当該18歳未満の者1人につき最大100万円を加算することができる。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の対象者は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件を満たす者で、世帯の申請をする場合にあっては、加えて第6号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件

次の（ア）及び（イ）に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができます。

イ 移住先に関する要件

次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 令和5年4月1日以降に古平町に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 古平町に移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に定める暴力団等の構成員等でないこと。

(イ) 日本人であること、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者のいずれも)、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、北海道及び古平町が認める場合を除く。

(エ) その他北海道又は古平町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次の(ア)から(キ)までに掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先の求人が、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載しているものであること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、北海道及び古平町が対象とする場合を除く。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて道実施要領第5-2-(1)アに規定する対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

(オ) 求人への応募日が、マッチングサイトに(イ)に規定する求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

道府県が実施するプロフェッショナル人材事業又は金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次の(ア)から(オ)までに掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) 起業に関する要件

北海道の地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けており、かつ、交付決定日が申請日から起算して1年以内であること。

(4) テレワークに関する要件

次のア、イ及びウに掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 関係人口に関する要件

次のアからウまでに掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 転入時の年齢が50歳未満である者。

イ 古平町が関わる地域づくり活動、地域の町内会行事や地域イベントに継続的に参加している者。

ウ 農林水産業、建設業、製造業、保健衛生業若しくは運輸交通業のいずれかに新規就業又は起業する者。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合に限る。）

次のアからオまでに掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和5年4月1日以降に古平町に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団等の構成員等でないこと。

（予備登録申請）

第4条 移住支援金の申請を予定している者は、前条に規定する対象者要件を満たすことが見込まれることを確認し、移住支援金交付予備登録申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 前項に規定する申請を行った者は、前条に規定する対象者要件を満たしたときは、速やかに次条に規定する申請を行うものとする。

（交付の申請）

第5条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書（様式第2号並びに様式第2号別紙1及び様式第2号別紙2）及びに次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

ただし、添付する書類については、公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。

- (1) 身分証明書（顔写真が付されたものに限る。）の写し
- (2) 移住元の住民票除票の写し（2人以上の世帯に属する者が申請をする場合は、他の世帯員に関するものを含む。）
- (3) 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定めるもの
 - ア 就業の場合 就業先法人の就業証明書（様式第3号）
 - イ 起業の場合 起業支援金の交付決定通知書の写し
 - ウ テレワークの場合 所属先企業等の就業証明書（様式第3号の2又は様式第3号の3）
 - エ 関係人口の場合 第3条第5号ア、イ及びウのいずれにも該当することを証する書類
- (4) 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定めるもの（第3条第1号ア（イ）に該当する者に限る。）
 - ア 雇用されていた者 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類とし、就業証明書の発行が難しい場合は、法定の退職証明書及び離職票でも可とする。また、第3条第1号ア（ア）又は（イ）の規定により、東京23区内の大学等への通学期間を通算することにより移住元の要件を満たす場合は、卒業証明書等（在学期間及び卒業校を確認できる書類）を含むものとする。）
 - イ 個人事業主等だった者 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類とする。）及び個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類とする。）

（交付決定の通知）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適當と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、審査の結果、移住支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合は、その旨を同様に申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第7条 町長は、交付決定を行った申請者に対し申請から3か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が第6条第1項に規定する交付決定の通知を受けた後、紛失等の理由により当該交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第9条 町長は、前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

（就業及び居住状況の報告）

第10条 移住支援金の交付を受けた者は、申請日から1年を経過するごとに、就業・居住状況

報告書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。ただし、申請日から5年経過した場合又は第12条に規定する返還請求の対象となった場合は、この限りではない。

（報告及び立入調査）

第11条 北海道及び古平町は、U I Jターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者並びに移住支援金対象法人の登録申請者及び移住支援金対象法人に対し、U I Jターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第12条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、移住支援金のうち当該各号に定める額の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び古平町が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 全額
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満に古平町から転出した場合 全額
- (3) 道実施要領第5－1－(1)－イにおいて、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
- (4) 第6条第1項に規定する交付決定を取り消された場合 全額
- (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に古平町から転出した場合 半額

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、北海道と古平町が協議して定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日訓令第8－2号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

古平町長 様

移住支援金交付予備登録申請書

北海道U I J ターン新規就業支援事業における古平町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付対象者要件を満たす予定のため、事前に移住支援金の予備申請をいたします。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名		西暦 年 月 日	
移住先の住所	〒		
移住元の住所	〒		
電話番号			
メールアドレス			

2 移住支援金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	単身	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者本人は含まない)			人
	世帯	同時に移住した家族の人数のうち 18歳未満の世帯員の人数			人
移住支援金 の種類	就業	起業	本申請予定日		年 月 日
	テレワーク	関係人口			

3 確認事項 (就業に○をつけた場合のみ: 該当する欄に○を付けてください) *

マッチングサイトに掲載されている企業に就業し、移住要件を満たしている		A. 該当する		B. 該当しない
------------------------------------	--	---------	--	----------

* 確認事項のB. 「該当しない」に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

就業先の企業名	
---------	--

管理コード (北海道及び古平町使用欄)	
---------------------	--

注意事項

(移住された方へ)

・古平町に当予備登録申請書を提出しなかった場合は、古平町での移住支援金の事前のお手配が出来ず、申請時に移住支援金を支給できない場合があります。また、移住支援金の対象要件を満たしたときは、速やかに本申請を行っていただきますよう、お願ひいたします。

(企業様へ)

・就業された方が移住支援対象の資格を有した方である場合、本紙をお渡しいただき、古平町に届け出

をするよう申し伝えのほど、お願ひいたします。

・移住支援金の対象となりうる就業者がいらっしゃるにもかかわらず、申し伝えいただかずに就業者が資格を喪失した場合、今後マッチングサイト掲載について見直しをさせていただく可能性があります。

様式第2号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

古平町長 様

年 月 日

移住支援金交付申請書

北海道U I J ターン新規就業支援事業における古平町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

※氏名は、記名捺印または署名してください

2 移住支援金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類	就業	起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
	テレワーク	関係人口	専門人材	

3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください) [※]

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「北海道U I J ターン新規就業支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、古平町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 古平町への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

管理コード (北海道及び古平町使用欄)

様式第2号別紙1（第5条関係）

様式第2号別紙1（第5条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 北海道U.I.Jターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び古平町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、北海道U.I.Jターン新規就業支援事業における古平町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に古平町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に古平町以外の市区町村に転出した場合：半額
(就業の場合のみ)
 - (4) 道実施要領第5-1-(1)-イにおいて、移住支援金の申請日から1年内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
(起業の場合のみ)
 - (5) 地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合：全額
- 3 住所・連絡先に変更があった場合、変更内容が明記された書類を直ちに古平町に提出することを誓約します。また、古平町が私の居住・就業状況について関係部局に照会し、支援金交付の可否及び返還請求の根拠とすることに同意します。
- 4 移住支援金又は地方就職支援金の支給を受けた後に実施される古平町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。
※報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしませんが、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

様式第2号別紙2 (第5条関係)

様式第2号別紙2 (第5条関係)

北海道U I Jターン新規就業支援事業に係る個人情報の取扱い

北海道及び古平町は、U I Jターン新規就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに北海道及び古平町が定める個人情報の保護に関する法律施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、北海道及び古平町は、当該個人情報について、他の府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第3号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

古平町長 様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書 (移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

北海道U I Jターン新規就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、北海道及び古平町の求めに応じて、同北海道及び古平町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号の2 (第5条関係)

様式第3号の2 (第5条関係)

年 月 日

古平町長様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（テレワークの申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
雇用形態	週20時間以上のテレワーク
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型)）又はその前歴事業による資金提供をしていない

北海道U.I.Jターン新規就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、北海道及び古平町の求めに応じて、同北海道及び古平町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号の3 (第5条関係)

様式第3号の3 (第5条関係)

年 月 日

古平町長 様

申請者名

居住地

就業証明書 (テレワーク(個人事業主等)の申請用)

下記のとおり事実であることを証明します。

記

就労開始日	年 月 日				
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 (うち休憩時間 分)			
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日			
	平日 時 分	～	時 分	(うち休憩時間 分)	
	土曜 時 分	～	時 分	(うち休憩時間 分)	
日祝 時 分	～	時 分	(うち休憩時間 分)		
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 (うち休憩時間 分)			
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日			
	主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)			
就労実績 (直近3カ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月		
特記事項 (備考)					

様式第4号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

年 月 日

様

古平町長

移住支援金交付決定通知書

北海道U I J ターン新規就業支援事業における古平町移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 金_____円

○振込予定日 令和 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名 :

振込先口座番号 (下3桁) :

振込先口座名義 :

(備考)

1 古平町は、北海道U I J ターン新規就業支援事業における古平町移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 : 全額
- ・申請日から3年未満に古平町以外の市区町村に転出した場合 : 全額
- ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 : 全額
- ・地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合 : 全額
- ・申請日から3年以上5年以内に古平町以外の市区町村に転出した場合 : 半額

2 古平町は、北海道U I J ターン新規就業支援事業における古平町移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金の交付や居住・就業状況が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット35】(地方移住支援型)の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット35】(地方移住支援型)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】(地方移住支援型)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】(地方移住支援型)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第5号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)

古平町長 様

年 月 日

移住支援金交付決定通知書再交付申請書

北海道U I J ターン新規就業支援事業における古平町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金交付決定通知書の再交付を申請します。

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
再交付理由			
通知書の利用目的			

管理コード (北海道及び古平町使用欄)

様式第6号 (第9条関係)

様式第6号 (第9条関係)

年 月 日

様

古平町長

移住支援金交付決定通知書〔再交付〕

北海道U I J ターン新規就業支援事業における古平町移住支援金交付要綱の規定に基づき、令和 年 月 日付けで発行した移住支援金交付決定通知書について、再交付いたします。

移住支援金 金_____円

○振込予定日 令和 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名 :

振込先口座番号 (下3桁) :

振込先口座名義 :

(備考)

1 古平町は、北海道U I J ターン新規就業支援事業における古平町移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 : 全額
- ・申請日から3年未満に古平町以外の市区町村に転出した場合 : 全額
- ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 : 全額
- ・地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合 : 全額
- ・申請日から3年以上5年以内に古平町以外の市区町村に転出した場合 : 半額

2 古平町は、北海道U I J ターン新規就業支援事業における古平町移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金の交付及び居住・就業状況が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット35】(地方移住支援型)の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット35】(地方移住支援型)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】(地方移住支援型)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】(地方移住支援型)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第7号 (第10条関係)

様式第7号 (第10条関係)

年 月 日

古平町長 様

住 所

氏 名

就業・居住状況報告書

北海道U I Jターン新規就業支援事業における古平町移住支援金交付要綱に基づき、下記のとおり、就業及び居住の状況を報告します。

記

1 就業状況

次のとおり就業していることを証明します。

就業先企業名	
就業先住所	
勤務者名	
証明者	<u>部署名 :</u> <u>氏名 :</u> <u>電話番号 :</u>

※就業先企業において記入すること。

※起業の場合は記入不要。

2 居住状況

住所	〒
電話番号	